

京都大学	博士 (法 学)	氏名	王 浩
論文題目	中国契約法における表見代理制度の本人帰責要件問題に関する比較法的考察		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、中国の表見代理制度について、これに関する実定法規定（中国契約法49条）の文言の曖昧さゆえに生じている表見代理の成否判断の不安定を克服することを目的として、本人の帰責要件を理論的に検討しようとするものである。</p> <p>本論文は、問題の設定（序章）、中国法の現状の分析とそれによる問題設定の裏づけ（第1章および第2章）、日本法の考察（第3章）、日本法との比較を通じた中国法の再検討（終章）からなる。</p> <p>序章「本稿の課題と構成」では、中国の表見代理法の不安定およびその原因が中国契約法49条における本人帰責要件に関する文言の曖昧さにあることの素描を通して、中国において表見代理の本人帰責要件を検討することの必要性を明らかにするとともに、中国契約法49条が日本民法109条・110条・112条をモデルとするものと考えられることから、日本における表見代理論との比較法的考察が有用であるとしている。</p> <p>第1章「本人帰責要件に関する中国の議論（一）——起草経緯と学説」では、まず、中国契約法49条の立法経緯を検討することにより、同条は、その文言からは明らかでないものの、本人帰責要件を不要とする趣旨の規定ではないことを指摘している。次いで、立法後の学説を検討し、通説と目される「単一要件説」は、表見代理の制度趣旨を取引上の信頼保護に求めて表見代理の成否はもっぱら相手方の信頼の正当性から判断されるべきであるとするものの、委任状の偽造・盗用事例における表見代理の不成立という基本的事態を説明することができないこと、一時有力に主張された「本人過失要件説」は本人の過失により委任状が偽造・盗用された場合に表見代理の成立を認めるなど具体的判断において一般的に支持されない結論になりうるという問題があること、近時有力となっている「代理権外観関与説」は権利外観法理という一般法理のみに依拠するため具体的判断に際して有用性に乏しいことを指摘して、学説上の議論が十分でないことを明らかにしている。</p> <p>第2章「本人帰責要件に関する中国の議論（二）——判例」では、最高人民法院の判例を中心に表見代理の裁判例につき検討し、裁判実務においては、中国契約法49条の文言どおりに相手方が善意無過失でありさえすれば表見代理の成立が認められているわけではないこと、本人が代理権の外観を実際に惹起したことが要件とされており、「代理権外観関与説」に接近するようにもみえるが、代理権の外観に対する本人のどのような関与がどのような理由から求められるのかが明らかでないことを指摘して、中国表見代理法における本人帰責要</p>			

件について理論枠組みを提示することの重要性を根拠づけている。

第3章「日本民法の表見代理制度における本人帰責要件の考察」では、第1節「はじめに――総論的考察」において日本の表見代理に関する議論状況を概観したうえで、第2節「109条の表見代理」、第3節「110条の表見代理における本人帰責要件」、第4節「112条の表見代理」において、各規定の表見代理に関する本人帰責要件についての主要な学説を整理し、分析・検討を加えている。そこでは、日本においても権利外観理論一般からの表見代理の説明が有力であることを指摘しつつ、権利外観理論に含まれる制度・法理は多様であり、各制度・法理ごとに判断の実際は異なるものであることから、そのような一般的説明では不十分であるとして、表見代理特有の効果と代理の実態とに由来する「表見代理制度の趣旨」に照らして表見代理における本人帰責要件を明らかにすべきであるとする。そして、表見代理の効果は意思表示の有効と同様であるため本人の帰責要件は意思表示の有効の要件と同様とみられるべきであること、および、代理権を実際に与えてもそれを他人が信じなければ代理制度の利用は現実には不可能であるため、任意代理においては本人が法律関係の形成のために他人に対して代理権の証明を自ら行うほかないのが実態であることから、本人による相手方に対する代理権の証明を意思表示類似の行為とみることができ、表見代理はこの意思表示類似の行為に対する相手方の信頼を保護する制度とみるべきであるとする。表見代理に関するこのような基本的理解に立って、第2節から第4節において、民法109条、110条、112条の各表見代理について、そこにおける本人帰責要件を意思表示に関する諸準則の類推という手法によって整序し、また、いくつかの重要論点（たとえば、民法109条の表見代理に関する白紙委任状の濫用の扱い、民法110条の表見代理に関する「基本代理権」要件の意義と要否、民法112条の表見代理に関する従前取引の要否など）について、とくに意思表示法の価値判断との整合性という観点から検討を加えている。

最後に、終章「中国契約法49条における本人に帰責要件の問題の再検討」では、第1章および第2章において浮き彫りになった中国における表見代理に関する裁判例・学説の諸問題を、第3章における日本法の考察の成果である意思表示に関する諸準則の類推という手法を用いて再検討して、妥当と考えられる結論が理論的に根拠づけられるとしている。

(論文審査の結果の要旨)

中国では、取引法の整備が急速に進められてきたが、基本的な制度や法理についても、規律が明確とはいえないものがなお少なくない。表見代理の、とくにその成立のための本人帰責要件は、中国契約法49条の存在にもかかわらず、その文言が曖昧であることから、その一つとなっている。そこで、本論文は、表見代理における本人帰責要件を明らかにすることにより、中国の取引法の整備に貢献することを目指すものである。本論文には、この目的に照らして、次の意義が認められる。

第一に、中国の表見代理に関する裁判例を、最高法院の裁判例を中心に、未公表のものも含めて、代表的な事案類型に整理して詳細に紹介していることである。表見代理のような取引上の信頼保護法理については、裁判における現実の判断を前提にした検討が不可欠であるところ、中国では裁判例が十分に公表されているとはいえないため、研究を進める前提をまず整える必要がある。この点で、未公表の裁判例を数多く、事案を含めて紹介する本論文は、中国におけるこの分野の今後の研究にとって貴重な基礎を提供するものとなっている。

第二に、中国における主要三学説の問題点を説得的に明らかにしていることである。通説たる「単一要件説」およびかつての有力説である「本人過失要件説」は、委任状の偽造・盗用事例における表見代理の不成立を説明することができないこと、近時の有力説たる「代理権外観関与説」はその非常に高度な操作可能性ゆえにどのような結論をも正当化することができ、結果的に判断基準としての有用性を欠いていることが、裁判例に照らし合わせた検討によって具体的に論証されている。これを通して、本論文は、中国における表見代理の本人帰責要件について検討すべき課題を浮き彫りにすることに成功している。

第三に、日本の表見代理に関する主要学説を整理・分析することにより、中国における上記検討課題について、ありうべき一つの方向性を提示していることである。日本の学説の展開を追うことにより、「単一要件説」後の中国の諸学説が日本における諸学説と同様の内容を説くものであり、日本における議論から大きな影響を受けたものであること、および、中国の裁判例における主要な争点について日本に充実した議論の蓄積があることを明らかにしたうえで、表見代理責任を法律行為責任と同質または類似のものとして捉えようとする近時の日本の学説における有力な傾向を検討して、その考え方をを用いることにより中国においても代表的な事案類型の裁判例に一貫した説明が与えられうることを示している。日本のこの近時の傾向は中国において簡単に紹介されているにとどまることから、その詳細な紹介と中国への導入可能

性の検討は、中国法のこの分野の研究における新たな展開の契機となる可能性を秘めたものといえる。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものと認められる。

なお、平成24年2月2日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。